

2026 年 10 月 1 日

(吸収分割会社)
山口県周南市御影町 1 番 1 号
株式会社トクヤマ
代表取締役 社長執行役員 井上 智弘

(吸収分割承継会社)
東京都文京区本郷二丁目 38 番 16 号
トクヤマ太平洋株式会社
代表取締役社長 磯村 哲郎

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社トクヤマ（以下「吸収分割会社」といいます。）及びトクヤマ太平洋株式会社（旧商号 トクヤマセメント株式会社）（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両社の間で 2026 年 7 月 24 日に締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社から吸収分割承継会社に、日本国内セメント販売事業及び日本国内固化材販売事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2026 年 10 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による
手続の経過
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、
第 784 条の 2 但書きの規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、
第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書きの規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過
吸収分割会社は、会社法第 789 条の規定により、債権者に対し、2026 年 8 月 6 日付官報のほか、定款の定めに従い電子公告により公告をいたしました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、吸収分割承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であることから、第 797 条第 3 項の規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っておらず、株式買取請求権を行使できる株主も存在していません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定により、債権者に対し、2026 年 8 月 6 日付官報により公告をいたしました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。また、知っている債権者が存在しないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約に従い、本吸収分割契約の承継対象権利義務明細表に記載された資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。また、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継した資産の額： 約 2,200 百万円

承継した負債の額： 約 1,200 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

本件分割に関する変更登記は、2026 年 10 月 1 日に申請しました。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 吸収分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るように努めました。また、吸収分割会社は、本事業に従事する労働者との間で、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議を実施しました。さらに、吸収分割会社は、労働契約承継法第 2 条第 1 項第 1 号に定める労働者に対し、それぞれ、労働契約承継法第 2 条の規定に基づく書面による通知を行いましたが、異議を申し出た労働者はありませんでした。

以上